

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年 3月27日

**【会社名】** 株式会社レッグス

**【英訳名】** LEGS COMPANY,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 内川 淳一郎

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

**【電話番号】** 03(3408)3090(代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役管理本部長 平賀 一行

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

**【電話番号】** 03(3408)3090(代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役管理本部長 平賀 一行

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

平成25年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金800円 総額40,752,000円

効力発生日

平成25年3月27日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成24年11月28日開催の取締役会において、平成25年1月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式の総数）の変更および第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本件株式の分割の実施および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変動はございません。）上記の変更に伴い、変更案第9条（単元未満株主についての権利）および第10条（単元未満株式の買増し）を新設します。

その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げおよび、所要の変更を行います。

#### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また経営体制強化のため取締役を1名増員することとし、改めて内川淳一郎、樋口一成、平賀一行、高木一芳、楠田肇、井川幸広の6名（うち井川幸広は社外取締役候補者）および新たに野林徳行の1名、計7名を選任します。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役木村峻郎は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また監査役福井陽孝は本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、福井誠、園部洋土の2名（いずれも社外監査役候補者）を選任します。なお福井誠は、福井陽孝の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

#### 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	42,755	18	0	(注) 1	可決 99.62
第2号議案	42,757	16	0	(注) 2	可決 99.63
第3号議案				(注) 3	
内川淳一郎	42,738	35	0		可決 99.58
樋口 一成	42,738	35	0		可決 99.58
平賀 一行	42,738	35	0		可決 99.58
高木 一芳	42,738	35	0		可決 99.58
楠田 肇	42,738	35	0		可決 99.58
井川 幸広	42,739	34	0		可決 99.59
野林 徳行	42,729	44	0		可決 99.56
第4号議案				(注) 3	
福井 誠	42,738	35	0		可決 99.58
園部 洋士	42,742	31	0		可決 99.59
第5号議案	42,718	55	0	(注) 2	可決 99.54

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。